

旧岐阜県庁舎解体工事説明会でいただいたご質問・ご意見等と回答

1 環境対策に関するもの

| ご意見・ご質問等（概要） | 回答 |
|---|--|
| <p>県庁周辺を散歩することが多いが、アスベストが飛散することはないか。</p> | <p>石綿含有建材、いわゆるアスベスト建材については、適正に封じ込めを行ったうえで除去作業を実施いたします。 なお、工事区画内のアスベスト濃度（総繊維数濃度）を測定し、表示させていただきます。 万が一、アスベスト濃度が基準値を超えた場合は工事を中断し、対策を行ったうえで工事を再開いたします。</p> |
| <p>粉塵については、夜間・休日含めどのように対策するのか。</p> | <p>コンクリート等を取り壊す場合は、粉塵対策として、作業箇所に常時散水を行うほか、敷地周辺に高さ3mの仮囲いを設置します。 工事施工業者決定後の工事説明会において、改めて粉塵対策について、ご説明いたします。</p> |
| <p>近隣で井戸水を利用しており、10月頃に水質検査をしているが、疑義があればどこに問い合わせればよいか。</p> | <p>管財課にお問い合わせください。</p> |
| <p>騒音対策のための防音パネルは、複数の建物をまとめて全体で囲うのか。それとも1つ1つの建物ごとに囲うのか。</p> | <p>建物ごとに防音パネルで囲います。</p> |

2 安全対策に関するもの

| ご意見・ご質問等（概要） | 回答 |
|---|---|
| 事務棟の解体工事期間が長すぎるのではないかと。 | 石綿含有建材、いわゆるアスベストを含む建材の除去を適切に行うとともに、無理のない工程で安全に工事を進めるため、必要な工事期間を確保しております。 なお、具体的な解体工事期間は、施工業者決定後の工事説明会において、改めてご説明いたします。 |
| 工事車両の通行経路について、1カ所のみとのことだが、工事期間短縮のため増やせないかと。 | 安全な工事車両の通行という観点で、現時点では1カ所に限定する必要があると考えております。なお、具体的な工事車両通行経路は、工事施工業者決定後の説明会において、改めてご説明いたします。 |
| 県庁舎南側の仮囲いは、道路にせり出す形で行うのか。 | 県庁舎南側の仮囲いは敷地内で行います。 |
| 岐阜市の解体工事では火災や不適正な産業廃棄物投棄等が問題となっているが、そのようなことはないのか。 | こうした問題が発生しないよう適正に対応してまいります。 |

3 周辺交通に関するもの

| ご意見・ご質問等（概要） | 回答 |
|---|--|
| 工事車両の南北の動線はどうなるのか。 | 工事車両は21号線まで直進することとします。なお、立体駐車場や「ぎふ結のもり」北側の東西道路は通行しません。 |
| 庁舎北側に通学路・歩道があるが、県庁舎建設期間中も工事車両と思われる車両が駐車していた。このようなことがないようにしてもらいたい。 | 定期的に巡回する等して不適正な駐車がないよう徹底してまいります。また、工事車両以外の駐車も見受けられるため、警察とも連携して対応してまいります。 |
| 解体工事に伴い、県庁周辺のバスの運行に影響はないか。 | 工事施工にあたっては、バス運行会社とも十分に連携しながら工事を進めてまいります。 |

4 その他

| ご意見・ご質問等（概要） | 回答 |
|--------------------------------------|---|
| 旧県庁舎について、取り壊さずに一部残して、避難所として活用してはどうか。 | 新県庁舎建設工事にあたっての説明会でもご説明いたしましたが、旧県庁舎については耐震性が十分でなく、耐震補強にも費用がかかるため、取り壊す計画としております。 |
| 旧県庁舎解体後の跡地について、緑地公園にしてはどうか。 | 岐阜県庁舎再整備基本構想から8年経過しており、旧県庁舎解体工事にも相当の期間がかかることから、跡地の活用方法については今後予断なく検討することとしております。 |
| 県警本部北側駐車場で工事を行っているが、何の工事か。 | 県警察本部庁舎駐車場整備工事であり、県警が発注したものです。 |
| 県警と旧県庁舎の連絡通路が解体工事の対象に含まれていないが、残るのか。 | 県警本部庁舎と旧県庁舎の連絡通路につきましては、県警において解体工事を実施しますので、本解体工事の対象範囲には含まれておりません。 |